

答 申

諮問第6号

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立人が平成18年10月13日付けで行った訂正請求に対し、訂正しなかったことは妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

本件異議申立てに至る経過は以下のとおりである。

1 訂正請求

異議申立人は、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成18年10月13日付けで以下の3項目について訂正請求を行った。

- (1) 平成18年8月17日付け精神保健福祉に関する相談票の備考欄中、「実家」との記載を「田舎」とすること。
- (2) 同備考欄中、「警察にもマークされているようで、金網の張った護送車が15分ぐらい待機していた」の発言は、最近ではなく3年前の事実を言ったものであることを明記すること。
- (3) 同備考欄中、「過去に正体不明の声が聞こえたり、テレビが自分にメッセージを送ってきたりすることは無いかと尋ねると、『信じてもらえないと思いますが、過去にはありました。日本人なら誰でも知っている有名な女性からテレビを通じてメッセージを送ってもらったことがあります。今はその女性も幸せに暮らしていますけど』と語る。」との記載は事実ではなく、当該質問には「ない。」と回答したと記載すること。

2 非訂正決定

実施機関は、上記1の訂正請求に対し、(1)及び(2)については訂正に応じたものの、(3)については訂正に応じないとする部分訂正決定（以下「本件処分」という。）を行い、条例第31条第1項及び第2項の規定に基づき、平成18年10月23日付け障第732-2号で異議申立人に通知した。

なお、訂正をしない理由は以下のとおりであった。

- (1) 記載された内容が誤りであることを示す客観的、合理的な資料がないこと。
- (2) テレビからのメッセージの有無に関する部分は、精神疾患を判断するうえで重要な部分であるため、記録は特に慎重に行われるものであり、記載された「日本人なら誰でも知っている女性」という表現についても、記録した担当者が普段用いない表現であることから、その場における異議申立人の発言を正しく記述したと判断するものであること。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年11月13日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、平成18年8月17日付け精神保健福祉に関する相談票の備考欄中、テレビが自分にメッセージを送ってきたりすることは無いかとの質問に対し、過去にあったと回答した旨の記録（以下「当該記録」という。）を訂正しないこととした決定を取り消し、当該記録の訂正を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由等

異議申立人が異議申立書及び審議会における意見陳述によって主張する内容を要約すると、概ね以下のとおりである。

- (1) 「テレビが自分にメッセージを送ってきたりすることは無いか」との質問に対し、「ある」旨の回答をすることはありえない。
- (2) 平成18年8月17日の面談において、「日本人なら誰でも名前を知っている有名な女性」が雑誌に発表した手記の中で、以前に異議申立人と交際していたと書いていたことは述べたが、テレビからのメッセージの有無についての質問には、「別にありませんけど」と否定した。
- (3) 面談は異議申立人と実施機関の担当職員との2人だけで行われ、同席者もいなかったため、発言の内容については客観的に証明のしようがない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が保有個人情報部分訂正決定通知書、本件処分に係る理由説明

書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、概ね以下のとおりである。

- 1 当該記録を作成した職員は、当初より異議申立人には精神疾患の疑いが高いことを認識しており、面談においては特に精神疾患を疑う情報には敏感に反応し、記録するようにしていた。
- 2 当該記録部分は、精神疾患を判断する上で重要な部分であり、特に慎重に記録しており、間違えるはずはなく、また、担当職員も事実と異なる記録はしていないと明言している。
- 3 当該記録にある「日本人なら誰でも知っている女性」という表現は、担当職員が普段用いない表現であり、異議申立人の発言をそのまま記述したものと判断している。
- 4 当該記録について、異議申立人は「私は言っていない」と主張するが、客観的、合理的な資料の提出がない以上、当該記録を誤りであると認め、訂正することはできない。

第5 審議会の判断

1 判断に当たっての基本的考え方

- (1) 保有個人情報の訂正請求制度は、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報の記録内容が事実でない場合に、正確性を確保するという観点から、当該内容についての訂正を請求できることを権利として認めたものである。
- (2) 実施機関は、訂正請求があった場合、当該訂正を求める内容が事実と合致しているかどうか調査を行った上で、請求に理由があると認めるときは、個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で訂正をすることが義務づけられているものである。
- (3) 以上の観点に立ち、当審議会は、当該記録の訂正の必要性について以下のとおり判断する。

2 本件訂正請求について

- (1) 本件訂正請求の対象となる当該記録は、平成18年8月17日に異議申立人と実施機関の職員が面談した内容の記録である。
- (2) 異議申立人と実施機関の双方から意見聴取を行ったところ、当該面談の場において、テレビからのメッセージの有無についてのやりとりがなされたことは双方に異論はない。
- (3) このやりとりにおける具体的な発言については、面談の内容を録音したテープ等の客観的資料は存在せず、当審議会としては、平成18年8月17日の面談において真になされた発言内容がどのようなもの

であったのかを判定することは困難である。

- (4) しかしながら、実施機関は面談記録を作成するに当たり、事実を反する記述をする必要性はなく、面談において異議申立人がテレビからのメッセージを受けたことがある旨の発言をしたとの記述が、その内容において、あるいはその他の異議申立人に関する記述に照らして、著しく整合性を欠くものであると認めることはできないし、また、審議会における実施機関の説明についても合理性が認められるものである。
- (5) これに対し、異議申立人は平成18年8月17日の面談におけるやりとりを記した資料を異議申立書に添付しているが、当該資料は異議申立人の記憶に基づき異議申立人自身が記述したものにすぎず、審議会における実施機関の説明に対し、その合理性に疑念を生じさせるに足るものとは認められない。
- (6) かかる状況においては、当該記録を訂正しなければならないものと判断することはできない。

3 結論

以上の理由により、当審議会は本件処分に関し、「第1 審議会の結論」とおり判断する。

第6 審議会の処理経過

年月日	処理内容
平成18年11月22日	諮問書を受理（諮問第6号）
平成18年12月14日	実施機関から理由説明書を受理
平成19年1月17日	異議申立人から意見書を受理
平成19年2月14日	審議（第32回審議会）
平成19年3月16日	異議申立人並びに実施機関からの意見聴取及び審議（第33回審議会）
平成19年4月4日	審議（第34回審議会）
平成19年5月10日	審議（第35回審議会）